

平成 25 年 11 月 18 日

報道関係各位

東京都中央区日本橋本町 2-3-4
江戸ビル 4 階
一般社団法人 日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛

消費税転嫁対策特別措置法に基づく共同行為（カルテル）の申請について

日頃より、弊協会の活動にご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて弊協会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、地域食品卸同業会の皆様と連名で「消費税の転嫁及び表示の方法に係る共同行為（カルテル）」を公正取引委員会に 11 月 18 日に申請し受理されましたのでお知らせします。

1. 共同行為（カルテル）申請の目的と経緯

前回（平成元年消費税導入時）も弊協会が代表申請団体となつて、地域食品卸同業会の皆様と連携して共同行為（カルテル）の申請を行った経緯もあり、中小事業者が 2/3 以上を構成し、食品業界で大きな市場規模をもつ弊協会を中心とした加工食品卸業界が、法の定めるところに基づき消費税が公正かつ適正に転嫁されることを目的として消費税増税の運営対応策を統一して表明し、団結することが業界として健全な発展に資すると考え、協定書を策定し共同行為（カルテル）の申請を行うこととした。

2. 協定書の共同行為（カルテル）の内容

1) 消費税の価格転嫁の方法に係る共同行為

- ①事業者は、それぞれに自主的に定めている本体価格に（消費税額分を転嫁する前の価格）外税方式か内税方式により、消費税額分を上乗せする。
- ②事業者は、消費税額引き上げ後に発売する新製品について、それぞれが自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額を上乗せする。
- ③消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法として、整数で求める場合は、小数以下を四捨五入する。小数で求める場合は、小数第三位を四捨五入する。

2) 消費税の表示の方法に係る共同行為

①外税取引の場合

事業者は、外税取引の場合、見積書、納品書、請求書、領収書等について

は本体価格と消費税額分を別枠で表示する。

②内税取引の場合

事業者は、内税取引の場合、価格交渉を行う際は、税抜き価格を提示し、見積書、納品書、請求書、領収書等については税込価格とする。

3. 違反者への措置

協定に違反したものに対しては、口頭ないし文書にて厳重に注意し、それに従わない場合は10万円以下の過怠金を課することができる。

4. 運営の方法

協定を円滑かつ適正に運営するため協会に「消費税転嫁・表示カルテル推進協議会」を設置する。

5. 弊協会と連名申請団体

中部食料品問屋連盟・大阪府食品卸同業会・長野県食品問屋連盟
神奈川県食品卸同業会・静岡食品卸同業会・新潟県食品卸協会

以上

■本件に対する問い合わせ先

一般社団法人 日本加工食品卸協会

専務理事 奥山 則康

電話 03-3241-6568